

(証券コード5703)
平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号
日本軽金属ホールディングス株式会社
代表取締役社長 岡 本 一 郎

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

インターネット等による議決権の行使に際しましては、3ページから4ページ記載の「インターネット等による議決権の行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成29年6月26日(月曜日)午後5時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 目的事項 報告事項

1. 第5期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使し得る他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- (2) 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いします。
- (3) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (4) 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nikkeikinholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。

インターネット等による議決権の行使のご案内

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによるのみ可能です。

ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件等

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境等をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) 次のウェブブラウザおよびPDFビューアをインストールしていること (以下の組み合わせで動作確認をしております)。

| OS | ウェブブラウザ | PDFビューア |
|------------------|-----------------------------|-----------------------|
| Windows Vista® | Internet Explorer® Ver.7~9 | Adobe® Reader® Ver.9 |
| Windows® Ver.7 | Internet Explorer® Ver.8~11 | Adobe® Reader® Ver.11 |
| Windows® Ver.8.1 | Internet Explorer® Ver.11 | Adobe® Reader® Ver.11 |

※Windows®、Windows Vista®およびInternet Explorer®は、Microsoft Corporation (マイクロソフト社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe®およびReader®は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

- (3) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金 (電話料金) などは、株主様のご負担となります。
- (4) 携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、議決権行使専用ウェブサイトはご利用いただけません。
- (5) 議決権行使専用ウェブサイトへ接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合がございますので、その設定内容をご確認ください。
- (6) ウェブブラウザおよびウェブブラウザのアドインツール等でポップアップブロック機能を有効としている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、議決権行使専用ウェブサイトでのCookie使用を許可するようにしてください。

2. 議決権行使のお取扱い

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効とさせていただきますが、同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等による議決権行使は、平成29年6月26日(月曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、後記4.の「三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート」へお問い合わせください。

3. パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管願います。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

4. パソコン等の操作方法等に関するお問い合わせ先

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用フリーダイヤル

☎ 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

- その他のご登録住所・株式数のご照会などは、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120(782)031 (フリーダイヤル)

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

《議決権電子行使プラットフォームについて》

機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期の半ばまでは円高が進行し、輸出・生産が停滞しましたが、後半は円安基調に転じたことから、これらの指標が上向き、さらに、好調な企業収益を背景に雇用・所得環境の改善が進行し、緩やかな回復基調で推移しました。

アルミニウム業界におきましては、建設向けは横ばいとなりましたが、輸送分野において、自動車向けやトラック向けの需要が好調に推移したことなどから、アルミニウム製品の総需要は前期を上回りました。一方、価格面では、アルミニウム地金市況が為替の影響もあり期央までは緩やかな下落基調、後半は上昇基調のうちに推移し、製品価格に影響を与えました。

このような環境の中、当社グループにおいては、中期経営計画（平成28年度～平成30年度）（以下「中計」といいます。）の初年度が経過しましたが、順調に推移しております。

すなわち、中計第一の基本方針である「グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出」においては、グループ連携から生み出される独自性・差別性を活かした付加価値の創造を追求した結果、当期においては、リチウムイオン電池関連材料、スマートフォン向け材料などにおいて、素材となる合金開発から加工・表面処理技術に至るまでの幅広い事業領域の組合せによって、高付加価値の新商品群を創出することができました。

中計第二の基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」においては、地域と市場分野の組合せ（マトリクス）から経営資源を投入する分野を選別し、投資の収益性最大化に努めてまいりました。具体的には、中計において重要市場と位置付ける北米において、今後アルミニウム使用の拡大が見込まれる、自動車、電機・電子、食品・流通分野をターゲットに、マーケティング拠点の確立に着手しました。また、タイでは、自動車向け二次合金事業を行う日軽エムシーアルミ株式会社の現地法人が建設を進めていた第2工場が稼働を開始したほか、インドでは、東洋アルミニウム株式会社が塗料向けアルミペーストの製造、販売を行う合弁会社を設立しております。

中計第三の基本方針である「企業体質強化（事業基盤強化）」のうち、化成品、板などの課題事業の収益力向上につきましては、化成品のアルミナ事業では、コスト低減等に努めた結果、損益が改善し、板事業においても、高収益品への傾注、グループ間の連携強化に取り組んだ結果、新規受注が増加し、収益体質の改善も着実に進行しております。また、板加工を行う子会社の株式会社東陽理化学研究所では、グループを挙げて支援体制を構築し、生産体制の合理化、棚卸資産の削減・管理、品質向上などに取り組み、損益改善の基盤が確立しつつあります。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりであります。

アルミニウム地金部門、アルミニウム板・押出製品部門、トラック架装事業、パネルシステム部門などが好調に推移した結果、全体の販売量は増加しましたが、アルミニウム地金市況に連動する分野で販売価格が下落したことから、売上高は前期を下回りました。一方、利益面においては、増販・コスト改善などの効果に加え、原燃料価格の下落も寄与し、前期を大幅に上回りました。

| 科 目 | 業 績 | 前期比 |
|-----------------|-------------|--------|
| 売上高 | 4,483億81百万円 | 3.5%減 |
| 営業利益 | 302億25百万円 | 12.7%増 |
| 経常利益 | 262億52百万円 | 7.0%増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 195億20百万円 | 25.7%増 |

期末の配当につきましては、1株につき5円の剰余金の配当を実施させていただきたく存じます。これにより、中間配当（1株につき3円）と合算した当期の剰余金の配当額は1株につき8円となり、前期の剰余金の配当（1株につき6円）と比較して2円の増配となります。

当社グループの部門別の売上高および営業利益は、次のとおりであります。

| 部 門 | 売上高（前期比） | 営業利益（前期比） |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| アルミナ・化成品、アルミニウム地金 | 1,018億40百万円(7.3%減) | 101億26百万円(10.8%増) |
| アルミニウム板・押出製品 | 981億65百万円(5.0%減) | 77億75百万円(154.3%増) |
| 加工製品、関連事業 | 1,546億84百万円(3.7%増) | 102億45百万円(6.5%減) |
| 箔、粉末製品 | 936億92百万円(8.1%減) | 54億78百万円(19.8%減) |
| 消去又は全社 | — | △33億99百万円 |
| 合 計 | 4,483億81百万円(3.5%減) | 302億25百万円(12.7%増) |

当社グループの部門別の概況は、以下のとおりであります。

〔アルミナ・化成品、アルミニウム地金〕

アルミナ・化成品部門におきましては、アルミナ関連では、主力製品の水酸化アルミニウムおよびアルミナにおいて、凝集剤向け、耐火物向けの国内販売が堅調に推移しましたが、韓国向けを中心に輸出が大幅に減少したため、前期を下回る売上となりました。化学品関連では、凝集剤、無機塩化物の販売が堅調に推移し、有機塩化物でも、顧客により需要に波がありましたが、販売量が増加しました。以上の結果、部門全体ではアルミナ関連の減少により、前期を下回る売上となりましたが、採算面では、コスト低減等に努めた結果、改善しました。

アルミニウム地金部門におきましては、主力の自動車向け二次合金の分野において、国内では堅調な需要に支えられて販売増となり、海外でも、アメリカにおける新規顧客の獲得、中国における再溶解が不要で二酸化炭素排出抑制に効果があるアルミ溶湯の出荷増など、販売が好調に推移しました。しかしながら、売上高は、アルミニウム地金市況を反映した販売価格の下落の影響が大きく、前期を下回りました。一方、採算面では、販売量の増加に加え、燃料価格の下落により、改善しました。

なお、平成29年3月、タイで自動車向け二次合金事業を行うニックエイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッドが建設を進めていた第2工場が稼働を開始しました。

以上の結果、アルミナ・化成品、アルミニウム地金部門の売上高は前期比7.3%減の1,018億40百万円となりましたが、営業利益は前期比10.8%増の101億26百万円となりました。

〔アルミニウム板・押出製品〕

アルミニウム板部門におきましては、半導体・液晶製造装置向け厚板、鉄道向け厚板が好調に推移し、パソコン・タブレット筐体向け板材、トラック架装向け板材の販売も増加したため、販売量は前期を上回りましたが、アルミニウム地金市況を反映して販売価格が下落したため、売上高は前期を下回りました。一方、採算面では、販売量の増加、原燃料価格の下落に加え、高収益品の販売比率が上昇したことにより、前期に比べ大幅な増益となりました。

アルミニウム押出製品部門におきましては、ソーラーパネル架台の販売が低迷し、中国の自動車向けでも搭載車種の販売不振を受け一部拠点で出荷が伸び悩みましたが、トラック架装向けや鉄道向けが好調に推移したことに加え、下半期における、国内の自動車向け新製品の投入効果や原子力関連製品の販売増により、前期を上回る販売量となりました。この結果、売上高はアルミニウム地金市況を反映した販売価格の下落により前期並みに止まりましたが、採算面では大幅に改善しました。

以上の結果、アルミニウム板・押出製品部門の売上高は前期比5.0%減の981億65百万円となりましたが、営業利益は前期比154.3%増の77億75百万円となりました。

〔加工製品、関連事業〕

主要部門の概況は、以下のとおりであります。

輸送関連部門のうち、トラックの架装事業におきましては、物流の増加、燃料安を背景とした物流関連企業の投資意欲の増大、排ガス規制関連の買替ニーズの高まりなどを受け、国内需要が引き続き高い水準で推移したことから増収となり、採算面でも、生産効率の向上、加工費の削減に努めた結果、大幅に改善しました。

エアコン用コンデンサは、主力の国内軽自動車向けにおいて、軽自動車税の増税を受けた需要の低迷により上半期の販売は大幅減となりましたが、下半期は新型車投入効果もあって堅調となり、また、タイ・近隣アセアン諸国のルームエアコン向けでも販売量が増加したため、全体では、前期を上回る売上となりました。

素形材製品は、国内自動車生産台数が回復する中、環境対応車関連部品の販売が上半期に伸長しましたが、下半期に入り北米市場向け需要が落ち込んだことに加え、高級車向けの販売も減少したため、前期を若干下回る売上となりました。

電子材料部門におきましては、アルミ電解コンデンサ用電極箔は、家電、再生可能エネルギー、車載機器向けなどでコンデンサ需要が堅調に推移し、顧客であるコンデンサメーカー向け販売が増加したため、前期を大幅に上回る売上となりました。一方、採算面では、急激な増産対応によるコスト増などにより、前期に比べ悪化しました。

パネルシステム部門におきましては、業務用冷凍・冷蔵庫は、食の安全意識の高まりを背景に、前期に続いて食品加工工場向けが好調となり、また、店舗向け小型物件も底堅く推移しました。クリーンルームにおいても、フラッシュメモリや有機ELディスプレイ関連投資、ジェネリック医薬品向けを中心とした医薬・バイオ関連需要が堅調に推移し、前期並みの売上を確保しました。この結果、部門全体で、前期を上回る売上となりました。

炭素製品部門におきましては、主力製品である高炉・電炉用カーボンブロック、カソード、電極用不定形材料などにおいて、顧客となる鉄鋼・アルミニウム製錬業界の業績悪化を受けた需要の大幅な落込みにより、販売量が激減したことに加えて、販売価格も下落したため、極めて厳しい状況となりました。

以上の結果、加工製品部門、関連事業の売上高は前期比3.7%増の1,546億84百万円、営業利益は前期比6.5%減の102億45百万円となりました。

〔箔、粉末製品〕

箔部門におきましては、電解コンデンサ用高純度アルミ箔は、新製品の販売が堅調に推移し、全体としての需要も回復傾向にありますが、その一方で価格競争も厳しさを増したため、前期を下回る販売量となりました。一般箔では、食品向け撥水性加工箔の販売は堅調に推移しましたが、医薬包材向け加工箔が伸び悩み、リチウムイオン電池外装用プレーン箔も在庫調整等の影響を受けて出荷減となったため、部門全体の売上は、前期を下回りました。

パウダー・ペースト部門におきましては、ペースト製品は、食品包材のインキ向けが好調に推移し、新製品の着色アルミペースト、ガラスフレークも堅調でしたが、主力の自動車塗料向け販売が伸び悩み、家電向けも減少しました。また、粉末製品でも、主要製品の窒化アルミの販売が減少し、部門全体の売上は前期を下回りました。

なお、平成28年5月、インドにおいて、現地企業との合併により、汎用塗料向けアルミペーストの製造、販売を行うトータル・エムエムピー・インディア・プライベート・リミテッドを設立しました。日本、アメリカ、フランス、中国に次ぐ5カ国目の生産拠点として、インド国内、アセアン・中東・アフリカ地域における販路拡大を目指してまいります。

ソーラー部門におきましては、太陽電池用機能性インキは、新型製品を他社に先駆けて展開し受注が好調に推移しましたが、主力の太陽電池用バックシートにおいて、一部ユーザーの与信懸念、中国政府の補助金減額を背景に出荷が減少したことに加え、価格競争も激化したため、部門全体の売上は前期を下回りました。

以上の結果、箔、粉末製品部門の売上高は前期比8.1%減の936億92百万円、営業利益は前期比19.8%減の54億78百万円となりました。

(2) 当社グループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は199億8百万円で、前期に比べ10億47百万円増加しております。

当連結会計年度中に完成した主要な設備は、次のとおりです。

| 部 門 | 会 社 名 | 設備の内容 |
|-----------|-------------------------------------|---------------|
| アルミニウム合金 | ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド | 第2工場建設 |
| 加工製品、関連事業 | 日本フルハーフ株式会社 | 厚木工場内 新塗装工場建設 |

(3) 当社グループの資金調達の状況

当社グループでは、収益、キャッシュ・フロー、設備投資の計画等を総合的に勘案した資金調達計画を策定し、安定的かつ効率的な資金の調達を行っております。

当連結会計年度におきましては、金融機関からの借入を中心に資金調達を行いました。

なお、平成29年1月7日までに「2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」(平成25年12月9日発行 社債総額150億円)に付された新株予約権の全部が行使され、株式に転換しました。また、これを受けて、日本軽金属株式会社が平成24年3月29日に実行し、当社設立と同時に当社が債務引受しておりましたハイブリッドファイナンス(劣後ローン・劣後債)100億円につきましても、平成29年3月29日付で全額を期限前弁済・繰上償還いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末現在の有利子負債(社債および借入金)の総額は1,498億35百万円(前期末比323億72百万円減)、D/Eレシオ(有利子負債比率 有利子負債÷自己資本)は0.94倍となり、中計最終年度の目標値(それぞれ1,600億円、1倍)を下回る水準に達しました。

(4) 当社グループの対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。一方、海外においては、中国の景気減速は底打ち感があるものの、新興国経済全体として急拡大・急成長が見通せる状況にはなく、堅調な推移が見込まれる米国・欧州経済においても、米国新政権の政策や英国のEU離脱の影響といった不透明要因が存在しております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、原油価格、アルミニウム地金市況の上昇などを背景に、原燃料価格の上昇が見込まれるなど、厳しい状況に変化していくものと思われます。

当社グループは、こうした外部環境の変化に打ち克ち持続的な成長を遂げるべく、規模の拡大路線とは一線を画した「異次元の素材メーカー」としての姿を追い求めることで、揺るぎない経営基盤の構築に努めてまいります。

すなわち、付加価値の源であるお客様のニーズに照らして当社グループに何ができるかを考える「マーケットプル」を基本理念として徹底するとともに、グループ横断的な開発活動(横串活動)の強化などを通じて「チーム日軽金」としての一体感を高め、様々な商品・サービスをお客様のニーズに合わせて結集させることで、それらが生み出す価値を、他の追随を許さない次元にまで引き上げてまいり所存です。

また、こうした取り組みを実現するため、全従業員に従来の素材メーカーとしての枠を打ち破る意識改革を促すとともに、グループ全体の技術・商流を総合的に俯瞰し優位性のある領域を発見できる人財の育成にも注力してまいります。

以上の施策に加え、収益・財務体質の改善が進捗し、また、既存設備の生産余力が不足している現状を踏まえ、未来の発展のための戦略的投資の実施を重要課題と認識しており、設備投資、事業提携などを、必要に応じて検討・実行してまいります。なお、投資に際しては、財務体質とのバランス、事業環境の変化に耐え得る態勢の維持に留意し、収益性の高いマーケットの確立を最優先に、「小さく生んで大きく育てる」ことを基本方針に実施してまいります。

さらに、企業の存続に不可欠なCSR（企業の社会的責任）につきましては、アルミニウムの特性を活かした環境配慮型製品、防災・減災製品の開発・普及に加え、人権・多様性への配慮、従業員の安全・働き方の再点検などを通じて、社会から信頼される企業グループの構築を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

日軽金グループの使命（経営理念）

アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、
人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく

日軽金グループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）

チーム日軽金として他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」へ

<基本方針>

1. グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出
 - グループ連携の強みを徹底的に探究した高付加価値品を提供
 - 顧客視点に基づき、ものづくりに周辺サービスを含めた商品・ビジネス開発
2. 地域別×分野別戦略による事業展開
 - 資源投入する分野を地域と市場のマトリクスから選別
 - ビジネスに応じ自由自在に集合・離散できる俊敏な組織運営
3. 企業体質強化（事業基盤強化）
 - グループ連携視点でビジネス創生できる人財の育成
 - 課題事業の収益向上

<数値目標>

単位：億円

| | 平成27年度実績 (前中計最終年度) | 平成28年度実績 (現中計初年度) | 平成30年度目標値 (現中計最終年度) |
|-----------------|-----------------------|----------------------|------------------------|
| 売上高 | 4,644 | 4,484 | 5,000 |
| 営業利益 | 268 | 302 | 320 |
| 経常利益 | 245 | 263 | 310 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 155 | 195 | 200 |
| 有利子負債 | 1,822 | 1,498 | 1,600 |
| D/Eレシオ（倍）* 1 | 1.4 | 0.94 | 1倍以下 |
| ROCE（%）* 2 | 9.0 | 9.6 | 10%超 |

* 1 D/Eレシオ（有利子負債比率）：有利子負債÷自己資本

* 2 ROCE（使用資本利益率）：金利差引前経常利益÷使用資本（自己資本+有利子負債-現預金）

（注）なお、平成28年度のROE（自己資本利益率）は13.5%となりました。引き続き10%を超える水準のROEを維持するよう努めてまいります。

(5) 当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第2期 平成25年度 | 第3期 平成26年度 | 第4期 平成27年度 | 第5期 平成28年度 (当連結会計年度) |
|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 402,829 | 431,477 | 464,405 | 448,381 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 12,730 | 20,600 | 24,526 | 26,252 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) | 5,128 | 9,645 | 15,533 | 19,520 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 9.43 | 17.74 | 28.56 | 34.58 |
| 純 資 産 (百万円) | 121,194 | 137,385 | 144,419 | 173,624 |
| 総 資 産 (百万円) | 432,538 | 457,277 | 452,194 | 448,623 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。

(6) 当社グループの主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

- ① アルミナ、水酸化アルミニウム、各種化学品およびアルミニウム合金等の製造、販売を行っております。
- ② アルミニウム板およびアルミニウム押出製品の製造、販売を行っております。
- ③ 輸送関連製品、電子材料、冷凍・冷蔵庫用パネル等のアルミニウム加工製品、炭素製品の製造、販売ならびに運送、情報処理および保険代理等のサービスの提供を行っております。
- ④ 箔、粉末製品の製造、販売を行っております。

(7) 当社グループの主要な営業所および事業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

| | |
|-----|-------------------|
| 本 店 | 東京都品川区東品川二丁目2番20号 |
|-----|-------------------|

② 重要な子会社

| | |
|-----|--|
| 国 内 | 日本軽金属株式会社（東京都）、東洋アルミニウム株式会社（大阪市）、日本フルハーフ株式会社（神奈川県）、日軽金加工開発ホールディングス株式会社（東京都）、日本電極株式会社（静岡市）、日軽産業株式会社（静岡市）、日軽エムシーアルミ株式会社（東京都）、株式会社東陽理化学研究所（新潟県）、日軽パネルシステム株式会社（東京都）、理研軽金属工業株式会社（静岡市）、日軽金アクト株式会社（東京都）、日軽型材株式会社（岡山県） |
| 海 外 | ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド（タイ）、日軽商菱鋁業（昆山）有限公司（中国）、ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド（タイ）、肇慶東洋鋁業有限公司（中国）、湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司（中国）、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド（米国）、山東日軽丛林汽車零部件有限公司（中国）、日軽（上海）汽車配件有限公司（中国） |

(8) 当社グループの従業員の状況（平成29年3月31日現在）

| | |
|---------|-------------|
| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
| 13,126名 | 165名（増） |

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
 2. 当社の従業員数は31名（前期末比1名増）であります。（全員当社子会社との兼務者であります。）

(9) 当社の重要な子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 当社の重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金 百万円 | 出資比率 % | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------|------------|-----------|--|
| 日 本 軽 金 属 株 式 会 社 | 30,000 | 100.0 | アルミナ・化成品、アルミニウム板等の製造、販売 |
| 日 本 電 極 株 式 会 社 | 1,200 | * 60.0 | 電極その他の炭素製品の製造、販売 |
| 日 軽 産 業 株 式 会 社 | 1,010 | * 99.9 | アルミニウム加工製品その他各種製品の販売、工事請負、損害保険代理および不動産売買 |
| 日 軽 エ ム シ ー アル ミ 株 式 会 社 | 1,000 | * 81.0 | 鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売 |

| 会社名 | 資本金 百万円 | 出資比率 % | 主要な事業内容 |
|-------------------------------------|----------------|-----------|---|
| 株式会社東陽理化学研究所 | 855 | * 61.0 | 各種金属製品の製造、販売および金属の表面処理 |
| 日軽パネルシステム株式会社 | 470 | * 100.0 | 冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売および関連工事の請負 |
| ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド | 百万タイバツ 361 | * 100.0 | アルミニウム板、アルミ箔、ルームエアコン用コンデンサ、冷凍・冷蔵庫用パネル等の製造、販売 |
| 日軽商菱鋁業（昆山）有限公司 | 千人民元 31,260 | * 68.9 | 鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売 |
| ニッケイ・エムシー・アルミニウム（タイランド）・カンパニー・リミテッド | 百万タイバツ 141 | * 64.3 | 鋳物・ダイカスト用アルミニウム合金の製造、販売 |
| 東洋アルミニウム株式会社 | 8,000 | 100.0 | アルミ箔、粉末製品等の製造、販売 |
| 肇慶東洋鋁業有限公司 | 千米ドル 33,350 | * 90.0 | アルミペースト、太陽電池関連製品の製造、販売 |
| 湖南寧郷吉唯信金属粉体有限公司 | 千人民元 77,966 | * 90.0 | アルミパウダーの製造、販売 |
| トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド | 千米ドル 6,000 | * 100.0 | アルミパウダー・ペーストの製造、販売 |
| 日本フルハーフ株式会社 | 1,002 | 66.0 | 各種自動車用車体（バン架装、トレーラ）等の製造、販売 |
| 日軽金加工開発ホールディングス株式会社 | 100 | 100.0 | アルミニウム等による板・管・棒・線・鋳物等の製造、販売等の事業を行う会社の統括管理（持株会社） |
| 理研軽金属工業株式会社 | 1,715 | * 100.0 | 建材製品の製造、販売 |
| 日軽金アクト株式会社 | 460 | * 100.0 | アルミニウム押出製品、アルミニウム加工製品等の製造、販売 |
| 日軽型材株式会社 | 400 | * 100.0 | アルミニウム押出製品の製造、販売 |
| 山東日軽丛林汽車零部件有限公司 | 千人民元 46,000 | * 55.0 | アルミ材を用いた自動車部品（貨物車、トレーラの関連部品を含む）の製造、販売 |
| 日軽（上海）汽車配件有限公司 | 千人民元 41,000 | * 96.3 | アルミニウム押出材を用いた自動車部品および関連製品の製造、販売 |

(注) 1. *印は、間接保有であります。

2. 日軽産業株式会社に対する出資比率は、平成28年5月25日付で、同社が自己株式を追加取得し、また、平成28年10月14日付で、日本軽金属株式会社が株式を追加取得したことにより、99.8%から99.9%に増加しております。
3. 株式会社東陽理化学研究所に対する出資比率は、平成28年9月30日付および平成29年3月29日付で、同社が自己株式を追加取得したことにより、59.1%から61.0%に増加しております。
4. 前連結会計年度まで記載しておりました東海アルミ箔株式会社は、平成28年4月1日付で東洋アルミニウム株式会社に吸収合併されたため、重要な子会社から除外しております。

5. 当連結会計年度末日における連結子会社は73社、持分法適用関連会社は17社であります。

② 当社の特定完全子会社に関する事項

| 会社名 | 住所 | 帳簿価額合計額 | 当社の総資産額 |
|-----------|-------------------|-----------|------------|
| 日本軽金属株式会社 | 東京都品川区東品川二丁目2番20号 | 43,785百万円 | 201,383百万円 |

(10) 当社グループの主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|---------------|--------|
| | 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 32,601 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 17,643 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 15,556 |
| 株式会社三井住友銀行 | 14,709 |
| シンジケートローン | 10,000 |

(注) シンジケートローンは、複数の金融機関の協調融資によるものであります。

2. 当社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 619,937,500株（自己株式547,239株を含みます。）
 （注）発行済株式の総数は、前期末に比べ74,811,451株増加しております。これは、当期中における2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う新たな株式の発行によるものであります。
 (3) 株主数 47,727名
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|--------|------|
| | 千株 | % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 45,624 | 7.4 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 44,581 | 7.2 |
| 第一生命保険株式会社 | 20,001 | 3.2 |
| 日軽ケイユ一会 | 15,977 | 2.6 |
| 公益財団法人軽金属奨学会 | 14,910 | 2.4 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 13,554 | 2.2 |
| 朝日生命保険相互会社 | 12,750 | 2.1 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 12,709 | 2.1 |
| 株式会社みずほ銀行 | 11,263 | 1.8 |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW | 10,547 | 1.7 |

（注）持株比率は、自己株式数（547,239株）を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

（注）平成25年11月21日開催の取締役会決議に基づき発行した2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、当期中にすべて行使による株式への転換が行われました。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|
| 石山 喬 | 代表取締役会長 | |
| 岡本 一郎 | 代表取締役社長 | CSR・監査統括室担当 日本軽金属株式会社代表取締役社長 東洋アルミニウム株式会社取締役 玉井商船株式会社社外取締役 |
| 村上 敏英 | 取締役 | 技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長、NPS担当 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 |
| 岡本 泰憲 | 取締役 | 企画統括室長、人事・総務・経理統括室長 日本軽金属株式会社取締役専務執行役員 |
| 清水 幹雄 | 取締役 | 日軽金事業グループ日軽金加工開発事業担当 日軽金加工開発ホールディングス株式会社代表取締役社長 |
| 今須 聖雄 | 取締役 | 東洋アルミニウムグループ担当 東洋アルミニウム株式会社代表取締役会長 公益財団法人軽金属奨学会理事長 |
| 山本 博 | 取締役 | 東洋アルミニウムグループ担当 東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長 |
| 上野 晃嗣 | 取締役 | 日軽金事業グループ日本フルーフ事業担当 日本フルーフ株式会社代表取締役社長 |
| 昼間 弘康 | 取締役 | 日軽金事業グループパネルシステム事業担当 日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長 台湾日軽工程股份有限公司董事長 |
| 浜村 承三 | 取締役 | 日軽金事業グループメタル・産業部品事業担当、日軽金事業グループ日軽エムシーアルミニウム事業担当 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員 日軽エムシーアルミニウム株式会社代表取締役社長 株式会社アーレスティ社外取締役 |
| 小野 正人 | 取締役 | 株式会社トータル保険サービス代表取締役社長 ファナック株式会社社外取締役 |
| 林 良一 | 取締役 | |
| * 伊藤 晴夫 | 取締役 | 富士電機株式会社相談役 日本ゼオン株式会社社外取締役 |
| * 松本 伸夫 | 常勤監査役 | 日本軽金属株式会社監査役 |
| * 土田 孝之 | 常勤監査役 | 日本軽金属株式会社監査役 |
| 福井 康司 | 監査役 | 東洋アルミニウム株式会社常勤監査役 |
| 藤田 讓 | 監査役 | 朝日生命保険相互会社最高顧問 公益財団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 株式会社安藤・間社外取締役 日本ゼオン株式会社社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役 |
| 早野 利人 | 監査役 | 田淵電機株式会社社外取締役 |
| * 安井 洸治 | 監査役 | 公認会計士 税理士 |

- (注) 1. *印の取締役および監査役は、平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
2. 社外監査役結城康郎は、平成28年5月30日逝去により退任いたしました。これに伴い、当社は法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなりましたので、補欠の社外監査役である早野利人が同日付で社外監査役に就任いたしました。
3. 平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役早野利人は、任期満了により退任した後、同定時株主総会において、補欠の社外監査役として選任されました。しかしながら、社外監査役候補者であった結城康郎氏が平成28年5月30日に逝去していたことにより、同定時株主総会終結の時をもって当社は法令に定める社外監査役の員数を欠くこととなりましたので、補欠の社外監査役早野利人は、同定時株主総会終結の時をもって社外監査役に就任いたしました。
4. 平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役朝日格および社外監査役和食克雄は、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役のうち小野正人、林良一および伊藤晴夫は、社外取締役であります。
6. 監査役のうち藤田譲、早野利人および安井洸治は、社外監査役であります。
7. 常勤監査役松本伸夫は、日本軽金属株式会社の内部統制システム監査の実務責任者を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役安井洸治は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 当社は、取締役林良一、同伊藤晴夫、監査役藤田譲、同早野利人および同安井洸治を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社グループは、取締役小野正人が社外取締役を務めるファナック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成28年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役および社外監査役の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|-----------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 13 (3) 名 | 168 (15) 百万円 |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 9 (5) | 52 (16) |
| 合 計 (うち社外役員) | 22 (8) | 220 (31) |

- (注) 1. 当期末日における監査役の在籍人員は6名ですが、上記支給人員には、平成28年5月30日逝去により退任した社外監査役1名および平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名（うち社外監査役1名）が含まれており、その支給額は監査役報酬5百万円（うち社外監査役報酬2百万円）であります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額金396百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額金96百万円以内であります。（平成25年6月27日第1回定時株主総会決議）

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 主な活動状況 |
|------|-----|---|
| 小野正人 | 取締役 | 当期において開催された取締役会13回のうち11回に出席し(出席率84.6%)、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 林良一 | 取締役 | 当期において開催された取締役会13回のうち12回に出席し(出席率92.3%)、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 伊藤晴夫 | 取締役 | 当期において就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し(出席率90.0%)、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 藤田譲 | 監査役 | 当期において開催された取締役会13回のうち12回に出席し(出席率92.3%)、また、監査役会12回すべてに出席し(出席率100%)、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。 |
| 早野利人 | 監査役 | 当期において就任後に開催された取締役会11回のうち7回に出席し(出席率63.6%)、また、監査役会9回のうち6回に出席し(出席率66.7%)、必要に応じ、主に経験豊富な経営者および学識経験者の観点から発言を行っております。 |
| 安井洸治 | 監査役 | 当期において就任後に開催された取締役会10回すべてに出席し(出席率100%)、また、監査役会8回すべてに出席し(出席率100%)、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令および定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

5. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人に関する事項

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

(ア) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
62百万円

(イ) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
210百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を確認するとともに、監査時間および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記(ア)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社東陽理化学研究所、ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド、日軽商菱鋁業(昆山)有限公司、ニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッド、肇慶東洋鋁業有限公司、湖南寧鄉吉唯信金属粉体有限公司、トーヤル・アメリカ・インコーポレイテッド、理研軽金属工業株式会社、山東日軽丛林汽車零部件有限公司および日軽(上海)汽車配件有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人(外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。)による計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。))の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、海外連結子会社の内部統制の構築に関する支援・助言等の業務を委託し、対価を支払っております。

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(3) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分（金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要）

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分の内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ③ 処分理由
 - ・ 他社の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 内部統制システムに関する基本方針およびその運用状況

(1) 内部統制システムに関する基本方針

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）として取締役会において決議した内容（基本方針）は、次のとおりであります。

- ① 当社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社は、企業集団の取締役、執行役員および従業員が、コンプライアンス（法令、会社規則、企業倫理等の遵守）に則った行動をとるために、グループ経営方針およびグループ・コンプライアンスコード（企業行動憲章）を定め、その推進を図る。

当社は、企業集団の事業活動におけるコンプライアンスの確保を図るため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス所管部署を配し、実務面での実践を徹底する。

当社は、企業集団におけるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正することを目的として、通報者の保護を徹底した内部通報制度（ホットライン）を設置、運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関とも連携し毅然と対応していく。

- ② 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）

企業集団における取締役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体（文書および電磁的記録）を当社が定めるグループ規則に基づき適切に保存および管理するとともに、監査役からの請求に応じて随時提供するものとする。

- ③ 当社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- 当社は、企業集団における様々なリスク（損失の危険）に対して、管理体制、管理手法等を定めたグループ規則を定め、リスク管理について組織的な対応を行う。
- 特に、当社グループ事業の特性上重要度の高い品質管理、環境保全、災害対策等のリスク管理については、横断的な取組みを推進する権限と責任を有する統括役員および主管部署が規則等を整備し、企業集団の各部門におけるリスク管理状況の把握・評価に努めるとともに、必要に応じて指導する。
- ④ 当社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
- 企業集団の事業の推進における効率性を確保するために、以下に記載する経営管理システムにより、組織的な対応を行う。
- 1) グループ経営会議による意思決定
企業集団全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行うための仕組みとして、当社の代表取締役社長、取締役等で構成されるグループ経営会議を組織し、審議する。
 - 2) 中期経営計画、年度予算、業績管理
目標の明確な付与、採算管理の徹底を通じて事業競争力の強化を図るため、当社単独および連結の目標値を中期経営計画、年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行う。
 - 3) 内部監査体制
当社の内部監査を所管するCSR・監査統括室を置き、企業集団の事業活動の全般にわたる管理・運営の制度および実施状況の有効性および妥当性の監査を実施し、その結果に対して必要な改善事項を指摘し、改善状況のフォローアップを行う。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（その他のグループ内部統制体制）
- 企業集団における業務の適正を確保するための体制整備としては、①から④に規定するほか、以下に記載のとおりとする。
- 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制としては、当社が定めるグループ規則等において、子会社の業績、財務情報その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。
 - 2) 子会社の経営については、その自律性を尊重しつつ、当社が定める子会社管理に関するグループ規則に基づき、適切な経営管理を行う。
 - 3) 当社の取締役、監査役、執行役員または従業員が子会社の監査役に就任し、会計監査および業務監査を実施する。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団の財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制（財務報告に関する内部統制体制）
- 企業集団における財務報告の信頼性および適正性を確保し、かつ金融商品取引法が定める内部統制評価制度への適切な対応を実施するため、内部統制システムを構築する。また、こ

のシステムが有効かつ適正に機能していることを継続的に評価し、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社監査役の職務を補助する組織として監査役業務室を設置し、取締役の指揮命令に服さず監査役の指揮命令に服す専任の従業員を置く。また、CSR・監査統括室等に所属する従業員も監査役の職務を補助する。

監査役業務室の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分ならびに監査役業務室の組織変更については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- ⑧ 次のア、およびイ、に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

ア. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ. 当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社監査役に報告すべき事項は以下に記載のとおりとし、報告方法等については、予め監査役会の同意を得ることを要する。

- 1) 会社に著しい損害もしくは信用の低下を及ぼす恐れのある事項
- 2) 毎月の経営状況として重要な事項
- 3) 内部監査状況および損失の危険の管理に関する重要な事項
- 4) コンプライアンスに反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
- 5) 子会社に関し、1) から4) に該当する重要な事項

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。

- ⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が設置、運用する内部通報制度（ホットライン）において、当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたことによる不利益取扱いを禁止する。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を速やかに支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。ただし、支弁する費用等の総額は当該予算に限定されないこととする。

- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役に対して、取締役、執行役員および従業員からヒアリングを実施する機会を提供するとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社および子会社の全ての取締役、執行役員および従業員に対して、グループの経営方針等を掲載したハンドブックを配付しております。

当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンス推進計画の決定およびその進捗状況のモニタリングを行っております。

当社は、当社および子会社の取締役、執行役員および従業員が利用可能な内部通報制度を設置・運営しております。

反社会的勢力および団体に対しては、当社人事・総務・経理統括室総務担当が対応総括部署となり、子会社とともに各地域の警察を含む外部専門機関や弁護士とも連携する体制を構築しております。

② 情報保存管理体制

当社および子会社の各社は、取締役会等の議事録、りん議書その他の取締役の業務執行に関する保存媒体（文書および電磁的記録）について、法令およびグループ規則に基づき、適切に保存・管理しております。

③ リスク管理体制

リスクの管理体制、管理手法等を定めたグループ規則に基づいて、グループ全体のリスク管理体制を構築しております。

特に重要なリスク案件については、取締役会で決議・報告するとともに、取締役会付議に至らない案件であっても、重要性の高いものはグループ経営会議において慎重に審議しております。

④ 効率的職務執行体制

当期は、グループ経営会議を27回開催し、重要な案件について、十分な審議を経た後、決定しております。

当社は、グループ全体の中期経営計画（平成28年度から平成30年度まで）および年度予算計画を策定しております。また、グループ経営会議メンバー等による毎月の業績検討会等を通じて業績のモニタリングを行っております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、グループの内部監査を、監査計画に基づき、また重要事項については随時、業務監査および会計監査を実施しております。

⑤ その他のグループ内部統制体制

当社は、子会社の決裁権限等を定めたグループ規則に基づき、子会社から報告を受け、また必要な手続きによる承認を行っております。

当社は、子会社育成の観点から、リスク管理体制の強化を始めとした指導を子会社に対して行うとともに、進捗状況に応じて主管部門が必要な改善指導を行っております。

当期末において、当社の取締役1名、監査役3名、執行役員1名および従業員7名が子会社の監査役に就任し、監査を行っております。

⑥ 財務報告に関する内部統制体制

当社および子会社は、内部統制推進責任者を任命し、財務報告に係る内部統制システム整備を推進しております。整備状況については、半期に1回グループ経営会議および取締役会へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、内部統制の運用状況を評価しており、評価結果は、会計監査人による監査および取締役会による承認、監査役監査を経て、内部統制報告書として開示しております。

⑦～⑪ 監査役関連体制

当社は監査役業務室を設置し、専任の従業員1名を配置しております。

当社常勤監査役は、グループ経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議のメンバーとなっているほか、代表取締役社長、社内取締役および執行役員等に対して定期的にヒアリングを行い、業務執行状況について確認を行っております。

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員および従業員を子会社の取締役または監査役として派遣し、子会社の取締役、監査役から受けた報告を当社監査役へ報告しております。

当社CSR・監査統括室監査担当は、当社から派遣した子会社監査役による業務監査報告を集約し、その内容を当社常勤監査役へ報告しております。

内部通報制度について定めたグループ規則において、通報者に対する不利益取扱いを禁止している旨を周知しております。当期において、これに違反する事例は認められませんでした。

社外監査役を含む監査役は、定期的に代表取締役および会計監査人と意見交換を行っております。

当期において、監査役の監査計画に基づく監査を実施するにあたって費用が不足する事態は生じませんでした。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ（特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。）による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命（経営理念）のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。

当社グループでは、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1

日付で純粋持株会社としてグループ全体を統括する当社を設立するとともに、平成25年4月を起点とする3カ年の中期経営計画（以下「前中計」といいます。）では、その基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」「企業体質強化」に基づき連結収益の最大化に向けた数々の施策を実行し、その結果、当初設定した前中計の経営目標を概ね達成いたしました。

そして、平成28年4月には平成28年度から平成30年度までの3カ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、前中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべく、以下の基本方針を掲げております。

① グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出

当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。

当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専門化・大規模化の潮流とは一線を画した、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

② 地域別×分野別戦略による事業展開

経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。

また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟で俊敏な組織設計を行い、これを運用してまいります。

③ 企業体質強化（事業基盤強化）

上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。

また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場へ

の販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループ一丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

なお、当期における具体的な取組み内容につきましては、1. (1)「当社グループの事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(3) 不適切な者による支配の防止に関する取組み

当社では、上記(1)に述べた基本方針に照らして、不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成28年5月13日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)への更新につき株主の皆さまにご承認をお願いすることを決議し、平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただきました。また、当社は本プランへの更新に伴い、特別委員会を設置し、特別委員会の委員として、林良一、早野利人および安井洸治の3氏が選任され、就任しております。

本プランの概要は以下のとおりですが、本プランの詳細につきましては、平成28年5月13日付の当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.nikkeikinholdings.co.jp>)

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(当社株券等の保有者およびその共同保有者、または買付等を行う者およびその特別関係者)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

② 特別委員会の設置

本プランにおいて当社が設定した大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)が遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置をとるか否かについては、後記(3)④に定義する株主意思確認総会の決議等がある場合にはそれに従うことを条件として当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的

な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、特別委員会規程を定めるとともに、特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について必ず諮問することとし、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとし、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

③ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言など、一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項（以下「評価必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「評価必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従った評価必要情報の提出を求めます。大規模買付行為は、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討するとともに、特別委員会への諮問を必ず行いその勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

④ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守し

ないと認定することはしないものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を決定することができますものとしします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会への諮問を必ず行うとともにその勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとしします。

なお、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。ただし、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、大規模買付行為が以下の（ア）から（オ）のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、対抗措置を発動する場合には、株主検討期間を設定し、株主意思確認総会を必ず開催するものとしします。

- （ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （イ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- （ウ）当社グループの経営を支配した後、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合

(エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

(オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

⑤ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成31年6月30日までに開催される当社第7回定時株主総会の終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

本プランは、株主の皆さまのご承認を得て発効したものであり、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがって、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

③ 当社取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会への諮問を必ず行い、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において大規模買付行為が上記(3)④の(ア)から(オ)のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、株主意思確認総会を必ず開催し、株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとされており、対抗措置の発動に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するための手続きが確保されております。

④ デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 246,394 | 流 動 負 債 | 184,277 |
| 現金及び預金 | 36,346 | 支払手形及び買掛金 | 67,300 |
| 受取手形及び売掛金 | 135,955 | 短期借入金 | 81,268 |
| 商品及び製品 | 24,305 | 1年内償還予定の社債 | 673 |
| 仕掛品 | 16,112 | 未払法人税等 | 2,909 |
| 原材料及び貯蔵品 | 18,803 | その他 | 32,127 |
| 繰延税金資産 | 5,487 | 固 定 負 債 | 90,722 |
| その他 | 10,731 | 長期借入金 | 67,894 |
| 貸倒引当金 | △1,345 | 退職給付に係る負債 | 20,583 |
| | | その他 | 2,245 |
| 固 定 資 産 | 202,229 | 負 債 合 計 | 274,999 |
| 有 形 固 定 資 産 | 151,231 | (純 資 産 の 部) | |
| 建物及び構築物 | 44,751 | 株 主 資 本 | 154,600 |
| 機械装置及び運搬具 | 43,164 | 資本金 | 46,525 |
| 工具、器具及び備品 | 3,677 | 資本剰余金 | 19,064 |
| 土地 | 54,535 | 利益剰余金 | 89,076 |
| 建設仮勘定 | 5,104 | 自己株式 | △65 |
| 無 形 固 定 資 産 | 3,190 | その他の包括利益累計額 | 5,053 |
| 投資その他の資産 | 47,808 | その他有価証券評価差額金 | 4,229 |
| 投資有価証券 | 35,818 | 繰延ヘッジ損益 | 74 |
| 繰延税金資産 | 4,845 | 土地再評価差額金 | 145 |
| その他 | 7,556 | 為替換算調整勘定 | 1,875 |
| 貸倒引当金 | △411 | 退職給付に係る調整累計額 | △1,270 |
| 資 産 合 計 | 448,623 | 非 支 配 株 主 持 分 | 13,971 |
| | | 純 資 産 合 計 | 173,624 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 448,623 |

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 448,381 |
| 売 上 原 価 | | 356,817 |
| 売 上 総 利 益 | | 91,564 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 61,339 |
| 営 業 利 益 | | 30,225 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 408 | |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 3,440 | 3,848 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 1,782 | |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 6,039 | 7,821 |
| 経 常 利 益 | | 26,252 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 2,821 | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 409 | 3,230 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 1,192 | 1,192 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 28,290 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 5,280 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 2,529 | 7,809 |
| 当 期 純 利 益 | | 20,481 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 961 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | | 19,520 |

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|--------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 39,085 | 11,460 | 74,452 | △113 | 124,884 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 （新株予約権の行使） | 7,440 | 7,440 | | | 14,880 |
| 剰余金の配当 | | | △4,896 | | △4,896 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 19,520 | | 19,520 |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | 94 | | | 94 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | 70 | | 49 | 119 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 7,440 | 7,604 | 14,624 | 48 | 29,716 |
| 当期末残高 | 46,525 | 19,064 | 89,076 | △65 | 154,600 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | | | 非 支 配 主 分 株 持 分 | 純 資 産 計 合 計 |
|--------------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------------|----------------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ハ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当期首残高 | 2,892 | △105 | 145 | 3,871 | △1,503 | 5,300 | 14,235 | 144,419 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 （新株予約権の行使） | | | | | | | | 14,880 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △4,896 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | | 19,520 |
| 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 | | | | | | | △249 | △155 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △1 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 119 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 1,337 | 179 | - | △1,996 | 233 | △247 | △15 | △262 |
| 当期変動額合計 | 1,337 | 179 | - | △1,996 | 233 | △247 | △264 | 29,205 |
| 当期末残高 | 4,229 | 74 | 145 | 1,875 | △1,270 | 5,053 | 13,971 | 173,624 |

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 56,031 | 流動負債 | 55,452 |
| 現金及び預金 | 10,683 | 短期借入金 | 45,034 |
| 短期貸付金 | 41,224 | 未払金 | 2,347 |
| 未収入金 | 4,106 | 未払費用 | 420 |
| その他 | 15 | その他 | 7,650 |
| 固定資産 | 145,351 | 固定負債 | 52,536 |
| 無形固定資産 | 11 | 長期借入金 | 52,536 |
| 投資その他の資産 | 145,340 | 負債合計 | 107,989 |
| 関係会社株式 | 94,880 | (純資産の部) | |
| 長期貸付金 | 50,400 | 株主資本 | 93,393 |
| 繰延税金資産 | 59 | 資本金 | 46,525 |
| 資産合計 | 201,383 | 資本剰余金 | 39,658 |
| | | 資本準備金 | 30,942 |
| | | その他資本剰余金 | 8,716 |
| | | 利益剰余金 | 7,256 |
| | | その他利益剰余金 | 7,256 |
| | | 繰越利益剰余金 | 7,256 |
| | | 自己株式 | △45 |
| | | 純資産合計 | 93,393 |
| | | 負債純資産合計 | 201,383 |

招集(通知)

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-------|--------------|
| 営 業 収 益 | | |
| 受 取 配 当 金 | 6,434 | 7,646 |
| 経 営 管 理 料 | 1,211 | |
| 営 業 費 用 | | |
| 一 般 管 理 費 | 1,367 | 1,367 |
| 営 業 利 益 | | 6,279 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1,001 | 1,077 |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益 | 75 | |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 999 | 1,407 |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用 | 407 | |
| 経 常 利 益 | | 5,948 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 5,948 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △102 | △99 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 3 | |
| 当 期 純 利 益 | | 6,048 |

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 39,085 | 23,502 | 8,646 | 32,148 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 7,440 | 7,440 | | 7,440 |
| 剰余金の配当 | | | | — |
| 当期純利益 | | | | — |
| 自己株式の取得 | | | | — |
| 自己株式の処分 | | | 70 | 70 |
| 当期変動額合計 | 7,440 | 7,440 | 70 | 7,510 |
| 当期末残高 | 46,525 | 30,942 | 8,716 | 39,658 |

| | 株 主 資 本 | | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------------------------|--------------|---------|--------|--------|
| | 利 益 剰 余 金 | | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | |
| | そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金 | 利益剰余金 合 計 | | | |
| 当期首残高 | 6,104 | 6,104 | △94 | 77,242 | 77,242 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | — | | 14,880 | 14,880 |
| 剰余金の配当 | △4,895 | △4,895 | | △4,895 | △4,895 |
| 当期純利益 | 6,048 | 6,048 | | 6,048 | 6,048 |
| 自己株式の取得 | | — | △1 | △1 | △1 |
| 自己株式の処分 | | — | 49 | 119 | 119 |
| 当期変動額合計 | 1,152 | 1,152 | 48 | 16,151 | 16,151 |
| 当期末残高 | 7,256 | 7,256 | △45 | 93,393 | 93,393 |

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定期限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

指定期限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

指定期限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本軽金属ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

日本軽金属ホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本軽金属ホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

日本軽金属ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松 本 伸 夫 ㊞
 常勤監査役 土 田 孝 之 ㊞
 監 査 役 福 井 康 司 ㊞
 社外監査役 藤 田 讓 ㊞
 社外監査役 早 野 利 人 ㊞
 社外監査役 安 井 洸 治 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益分配につきましては、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、中長期的な視点から連結業績等を総合的に勘案し、株主の皆さまへの配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案し、以下のとおり当社普通株式1株につき金5円とさせていただきたいと存じます。

なお、これにより、中間配当（1株につき金3円）と合算した当期の剰余金の配当額は1株につき金8円となり、前期の剰余金の配当（1株につき金6円）と比較して2円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額3,096,951,305円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

第2号議案 取締役12名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役13名全員が任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|---|---------------------|---------------------|
| 1 | <p>再任</p> <p>おかもと いちろう 岡本 一郎 (昭和31年6月12日生)</p> | <p>昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社 平成18年6月 同社執行役員 平成21年6月 同社取締役、常務執行役員 平成24年6月 同社専務執行役員 平成24年10月 当社取締役、技術・開発統括室長、製品安全・品質保証統括室長 平成25年1月 当社日軽金事業グループ板事業管掌 平成25年6月 日本軽金属株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成25年6月 当社日軽金事業グループ板事業担当 平成26年6月 当社日軽金事業グループ化成品事業担当 平成27年6月 当社代表取締役社長、CSR・監査統括室担当 現在に至る (日本軽金属株式会社代表取締役社長) (東洋アルミニウム株式会社取締役) (玉井商船株式会社社外取締役)</p> | 135,590株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%) | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本一郎氏は、長年にわたり技術・開発部門の責任者として新商品開発等にも貢献するとともに、近年は基幹部門である板・化成品事業も担当するなど幅広い経験・知見を積み重ね、平成27年6月に当社代表取締役社長に就任しております。就任後は、経営方針を明確に打ち出すなど、当社の最高経営責任者として相応しい能力を発揮しており、こうしたことから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|--|---------------------|---------------------|
| 2 | <p>再任</p> <p>むら 村上 とし ひで 村 上 敏 英 (昭和31年9月16日生)</p> | <p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成19年6月 同社執行役員</p> <p>平成23年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社取締役、NPS担当 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社技術・開発統括室長 現在に至る</p> <p>平成25年6月 日軽金事業グループ電極箔 事業担当</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る</p> <p>平成26年10月 当社製品安全・品質保証統括 室長 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役専務執行役員)</p> | 87,034株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%) | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>村上敏英氏は、技術・製造部門において豊富な経験を有しており、商品開発、品質保証、NPSなどの分野においてグループ会社に対して指導力を発揮しております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |




| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--|--|---------------------|---------------------|
| 3 | <p>再任</p> <p>おかもと やす のり 岡本 泰 憲 (昭和32年4月7日生)</p> | <p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年6月 同社執行役員</p> <p>平成24年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年10月 当社企画統括室長 現在に至る</p> <p>平成24年10月 当社執行役員</p> <p>平成25年6月 当社取締役、人事・総務・経 理統括室長、日本軽金属株式 会社取締役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 日本軽金属株式会社専務執 行役員 現在に至る (日本軽金属株式会社取締役専務執行役員)</p> | 76,024株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%) | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岡本泰憲氏は、財務、企画、人事、購買など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は管理部門を統括しております。当社グループの中期経営計画の策定、進捗管理にも指導力を発揮しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--|--|---------------------|---------------------|
| 4 | <p>再任</p> <p>やま もと ひろし 山 本 博 (昭和25年5月16日生)</p> | <p>昭和48年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属株式会社と合併) 入社</p> <p>平成17年6月 東洋アルミニウム株式会社 取締役</p> <p>平成23年6月 同社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成23年6月 日本軽金属株式会社取締役</p> <p>平成24年10月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成25年6月 当社東洋アルミ事業グループ担当 現在に至る (東洋アルミニウム株式会社代表取締役社長)</p> | 21,036株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%) | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本博氏は、平成23年から東洋アルミニウム株式会社の代表取締役社長として、新製品開発や事業再構築などに手腕を発揮し、同社の発展に大きな貢献をしております。また、当社取締役として有益な提言を行うなど、当社グループ全体の経営にも寄与しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |
| 5 | <p>再任</p> <p>ひろ ま ひろ やす 屋 間 弘 康 (昭和30年5月27日生)</p> | <p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成17年1月 ニッケイ・サイアム・アルミニウム・リミテッド社長</p> <p>平成19年10月 日本軽金属株式会社執行役員</p> <p>平成23年6月 同社常務執行役員</p> <p>平成24年1月 日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成26年6月 当社取締役、日軽金事業グループパネルシステム事業担当 現在に至る (日軽パネルシステム株式会社代表取締役社長) (台湾日軽工程股份有限公司 董事長)</p> | 76,483株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%) | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>屋間弘康氏は、経理、人事、海外調達、海外子会社の経営など幅広い分野において豊富な経験を有し、現在は日軽パネルシステム株式会社の代表取締役社長として、同社の経営改革を推し進め、同社の業績向上に多大な貢献をしております。このような幅広い経験や知見は、当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|--|---|---------------------|---------------------|
| 6 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;"> <small>ひまむら しょうぞう</small> 浜村 承三 (昭和29年8月4日生) </p> | <p>昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成20年9月 ニッケイ・エムシー・アルミニウム(タイランド)・カンパニー・リミテッド社長</p> <p>平成22年4月 日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成27年4月 当社日軽金事業グループメタル・産業部品事業担当、日本軽金属株式会社取締役、常務執行役員 現在に至る</p> <p>平成27年4月 当社執行役員</p> <p>平成27年6月 当社取締役、日軽金事業グループ日軽エムシーアルミ事業担当 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役常務執行役員) (日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長) (株式会社アーレスティ社外取締役)</p> | 31,936株 | (注)1.参照 |
| <p>【平成28年度取締役会への出席状況】 13回/13回 (100%)</p> | | | | |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>浜村承三氏は、長年にわたりアルミニウム地金・合金事業の責任者として手腕を発揮するとともに、海外事業の経験も豊富であります。特に日軽エムシーアルミ株式会社の海外進出に大きく貢献しております。現在は、日軽エムシーアルミ株式会社代表取締役社長に加えてメタル・産業部品事業も統括しており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|--|---------------------|---------------------|
| 7 | <p>新任</p> <p>あ だち しやう 安 達 章 (昭和30年12月7日生)</p> | <p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成17年6月 日軽金アクト株式会社取締役</p> <p>平成23年6月 同社常務取締役</p> <p>平成24年3月 山東日軽丛林汽車零部件有限公司総経理</p> <p>平成26年6月 日軽金アクト株式会社代表取締役社長、日軽蒲原株式会社代表取締役社長</p> <p>現在に至る</p> <p>(日軽金アクト株式会社代表取締役社長)</p> <p>(日軽蒲原株式会社代表取締役社長)</p> | 13,302株 | なし |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>安達章氏は、長年にわたり押出製品事業の責任者として豊富な経験を有するとともに、中国事業の発展にも大きく貢献しております。現在は、押出製品部門における重要な子会社である日軽金アクト株式会社の代表取締役社長の任にあります。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |
| 8 | <p>新任</p> <p>とみ おか よし ひろ 富 岡 祥 浩 (昭和31年2月24日生)</p> | <p>昭和55年4月 東洋アルミニウム株式会社 (平成11年10月日本軽金属株式会社と合併)入社</p> <p>平成14年2月 東洋アルミホイルプロダクツ株式会社取締役</p> <p>平成17年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成18年4月 東洋アルミエコープロダクツ株式会社代表取締役社長</p> <p>平成27年6月 東洋アルミニウム株式会社常務執行役員、新事業創造部統轄</p> <p>現在に至る</p> <p>平成27年6月 同社取締役</p> | 5,000株 | なし |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>富岡祥浩氏は、東洋アルミニウム株式会社の主要子会社で日用品を扱う、東洋アルミエコープロダクツ株式会社の代表取締役社長を9年間務め、近年は東洋アルミニウム株式会社において新事業創造部統轄として、同社の発展に大きな貢献をしております。こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|---|---------------------|---------------------|
| 9 | <p>新任</p> <p>やす だ こう たろう 安 田 耕 太 郎 (昭和31年9月10日生)</p> | <p>昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社</p> <p>平成21年6月 同社化成産品事業部長 現在に至る</p> <p>平成21年6月 同社執行役員</p> <p>平成26年6月 同社取締役 現在に至る</p> <p>平成28年6月 当社執行役員、日軽金事業グループ化成産品事業担当、日軽金事業グループ電極箔事業担当、日本軽金属株式会社常務執行役員 現在に至る</p> <p>(日本軽金属株式会社取締役常務執行役員) (玉井商船株式会社社外取締役)</p> | 51,947株 | なし |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>安田耕太郎氏は、長年にわたり化成産品事業の要職を歴任し、現場に精通した豊富な経験・知識と深い専門能力を有しております。昨年6月に当社執行役員に就任してからは同事業のみならず電極箔事業担当としてその業務の幅を広げており、こうしたことを通じて得た経験や知見が当社グループの経営に不可欠なものと判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |
| 10 | <p>再任 社外</p> <p>お の まさ と 小 野 正 人 (昭和25年11月4日生)</p> | <p>昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行</p> <p>平成19年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長</p> <p>平成20年6月 日本ハーデス株式会社執行役員副社長</p> <p>平成23年6月 同社代表取締役副会長</p> <p>平成24年6月 株式会社トータル保険サービス代表取締役社長 現在に至る</p> <p>平成24年6月 日本軽金属株式会社社外取締役</p> <p>平成24年10月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>(株式会社トータル保険サービス代表取締役社長) (ファナック株式会社社外取締役)</p> | 9,782株 | なし |
| <p>【平成28年度取締役会への出席状況】 11回/13回 (84.6%)</p> | | | | |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小野正人氏は、長年にわたる金融機関の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、現在は他社の社外取締役も務めております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|--|---------------------|---------------------|
| 11 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  再任 </div> <div style="text-align: center;">  社外 </div> <div style="text-align: center;">  独立 </div> </div> はやし 林 良一 (昭和26年6月6日生) | 昭和49年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年4月 同社海外石油事業ユニット マネージャー、石油海外事業 企画室長 平成19年4月 同社理事、炭素・LPG事業 本部長 平成24年3月 エムエムピー株式会社代表 取締役社長 平成24年7月 三菱商事株式会社エネルギー 事業グループ顧問 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成26年3月 東海カーボン株式会社取締 役 | 19,665株 | なし |
| 【平成28年度取締役会への出席状況】 12回/13回 (92.3%) | | | | |
| 【社外取締役候補者とした理由】 林良一氏は、長年にわたる商社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、他社の取締役も歴任しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。 | | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|--|---|---|---------------------|---------------------|
| 12 | <p style="text-align: center;"> 再任 社外 独立 </p> <p style="text-align: center;"> 伊藤 晴夫 (昭和18年11月9日生) </p> | <p>昭和43年 4月 富士電機製造株式会社(現富士電機株式会社) 入社</p> <p>平成10年 6月 同社取締役</p> <p>平成15年10月 富士電機システムズ株式会社(現富士電機株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成18年 6月 富士電機ホールディングス株式会社(現富士電機株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成22年 4月 同社取締役相談役</p> <p>平成22年 6月 同社相談役 現在に至る</p> <p>平成28年 6月 当社社外取締役 現在に至る (富士電機株式会社相談役) (日本ゼオン株式会社社外取締役)</p> | 3,661株 | なし |
| <p>【平成28年度取締役会への出席状況】 9回/10回 (90.0%) (注) 伊藤晴夫氏は、平成28年6月24日開催の第4回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任したため、上記の取締役会への出席状況は、当該就任以降に開催された取締役会を対象としております。</p> | | | | |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】 伊藤晴夫氏は、長年にわたり製造業会社の経営者としての経験を通じて豊富な知見を有するとともに、当社と同様の純粋持株会社形態の会社の経営者としての経験・知見も有しております。このような幅広い経験と高度な知見に基づいた経営の監視、監督を受けることは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。</p> | | | | |

- (注) 1. 当社は、日軽エムシーアルミ株式会社から経営に関する管理業務を受託しており、同社は、当社に対し経営管理料を支払っております。
2. 社外取締役候補者小野正人氏は、平成24年6月から同年9月まで、日本軽金属株式会社の非業務執行取締役でありました。
3. 社外取締役候補者林良一氏は、平成24年3月から同年6月まで、日本電極株式会社の非業務執行取締役でありました。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
(1) 小野正人氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年9ヵ月となります。
(2) 林良一氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
(3) 伊藤晴夫氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務の執行が行われた事実等につきましては、以下のとおりであります。
社外取締役候補者小野正人氏は、平成24年6月から同年9月まで、日本軽金属株式会社の社外取締役を務めておりましたが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。
同氏は、当該命令の対象行為に係る調査を受けるまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起しておりました。
当該事実判明時において同氏は同社社外取締役を退任しておりましたが、同社親会社である当社の社外取締役として、当該事実および対応方針についての同社取締役会における報告・審議の状況を確認するとともに、当該事実の究明を求め、また、独占禁止法を含む法令遵守態勢の効果的な構築・運用方法等の再発防止策について提言を行うなど、その職務を適切に遂行しております。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
社外取締役候補者小野正人、林良一および伊藤晴夫の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 当社グループは、社外取締役候補者小野正人氏が社外取締役を務めるファナック株式会社との間で、製品の販売、設備の購入等の取引がありますが、平成28年度において、同社への売上高は当社連結売上高の1%未満、同社からの購入額も同社売上高の1%未満であります。なお、その他の社外取締役候補者の兼職先（他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務）と当社グループの間には、開示すべき関係はありません。
8. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、当社の役員持株会における本人の持分を含めておりません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりこれを取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および地位 (重要な兼職の状況) | 所有する 当該社の 株式の数 | 当社との 特別の 利害関係 |
|---|---|----------------------|---------------------|
| <p>新任 社外 独立</p> <p>川合晋太郎 (昭和36年5月24日生)</p> | <p>平成5年4月 東京弁護士会弁護士登録 現在に至る</p> <p>平成5年4月 セントラル法律事務所入所</p> <p>平成20年7月 弁護士法人クリア法律事務所 パートナー</p> <p>平成22年12月 川合晋太郎法律事務所設立 現在に至る</p> <p>(弁 護 士)</p> | 0株 | なし |

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

川合晋太郎氏は、当社と顧問関係にない完全に独立した立場の弁護士であり、弁護士としての専門的な経験・知見を有しております。こうした経験や知見を当社の監査に活かしていただくことは、当社経営の公正性確保に資すると判断し、新たに補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、法令に定める社外監査役の員数を欠き、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

(注) 1. 補欠の社外監査役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと当社が判断した理由につきましては、以下のとおりであります。

川合晋太郎氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務等に精通されており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。

2. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

法令に定める社外監査役の員数を欠き、補欠の社外監査役候補者川合晋太郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、7百万円または法令の定める最低責任限度額の内、いずれか高い額となります。

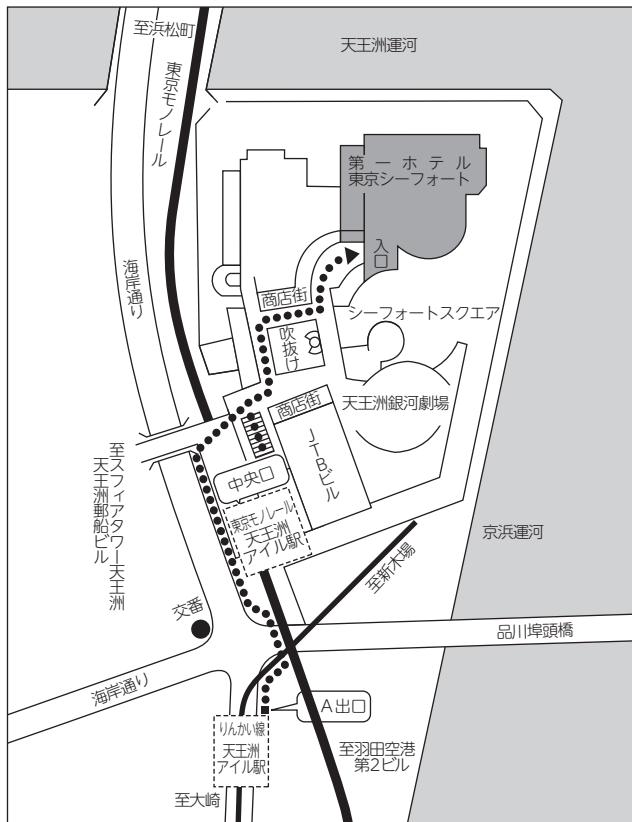
3. 補欠の社外監査役候補者の兼職先(他の法人等の業務執行取締役等または社外役員等の兼務)と当社グループとの間には、開示すべき関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート
3階「ハーバーサーカス」宴会場

交通 ・東京モノレール 天王洲アイル駅（中央口）より徒歩約4分
・りんかい線 天王洲アイル駅（A出口）より徒歩約10分
（ご注意）
東京モノレールの空港快速は天王洲アイル駅には停車しませんので、ご注意ください。



(お願い)

会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、お車でのご来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。

- クールビズスタイルでの株主総会開催について
株主総会当日は、当社役職員はノーネクタイの軽装（クールビズスタイル）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。